



わたしたちの身边に潜む 消費者トラブル

昨年、羽曳野市消費生活センターには、1年間で421件の消費相談が寄せられました。悪質商法の手口も年々複雑かつ巧妙になっています。それでは、一つの事例をもとに、消費生活センターの役割を見てみましょう。



悪質なリフォーム業者の巻



クーリングオフ制度とは…

訪問販売や電話勧誘販売など特定の取引で契約をした場合、「特定商取引に関する法律」により、一部除外のものを除き、原則すべての商品・役務について、契約日を含めて8日間以内（マルチ商法・内職商法などでは20日間以内）なら無条件で解約ができる制度です。

～こんなときはこちらに相談！～

- ◆羽曳野市消費生活センター（市役所本館2階）☎072-947-3715 毎週月火木金
- ◆消費者ホットライン ☎188（いやや！）で お近くの消費生活相談窓口をご案内

